

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手續等）</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項第二号において同じ。）を除く。）の数</p> <p>3（略）</p> <p>（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等）</p> <p>第二十五条（略）</p>	<p>（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手續等）</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項第二号において同じ。）を除く。）の数</p> <p>3（略）</p> <p>（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等）</p> <p>第二十五条（略）</p>

2・3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イ 内国投資信託受益証券 申請時又は申請のあった日の属する特定期間の直前特定期間（以下この項において「基準特定期間」という。）の末日において当該特定有価証券に係る収益金の支払事務を行う者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

ロ 内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券に限る。） 申請時又は基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿に記載され、又は記録されている者の数

ハ 内国投資証券（新投資口予約権証券に限る。） 申請時又は基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の五第一項に規定する新投資口予約権原簿その他のその所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

ニ 内国投資証券（投資法人債券に限る。） 申請時又は基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数
ホ 内国資産流動化証券 申請時又は基準特定期間の末日において資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿

2・3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イ 内国投資信託受益証券 申請のあった日の属する特定期間の直前特定期間（以下この項において「基準特定期間」という。）の末日において当該特定有価証券に係る収益金の支払事務を行う者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数

ロ 内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券に限る。） 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿に記載され、又は記録されている者の数

ハ 内国投資証券（新投資口予約権証券に限る。） 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の五第一項に規定する新投資口予約権原簿その他のその所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

ニ 内国投資証券（投資法人債券に限る。） 基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数
ホ 内国資産流動化証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿に記載され

に記載され、若しくは記録され、又は投資法人債管理者等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、若しくは記録されている者の数

へ 内国資産信託流動化受益証券 申請時又は基準特定期間の末日において資産流動化法第二百三十五条第一項に規定する権利者名簿に記載され、又は記録されている者の数

ト 内国信託受益証券 申請時又は基準特定期間の末日において信託法第八十六条に規定する受益権原簿に記載され、又は記録されている者の数

チ 内国信託社債券 申請時又は基準特定期間の末日において会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数

リ 内国信託受益権 申請時又は基準特定期間の末日において当該特定有価証券の信託財産の受託者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

又 内国^{（一）}有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第三号に掲げる権利に該当するものに限る。）申請時又は基準特定期間の末日において当該特定有価証券の所有者である社員として定款に記載され、又は記録されている者の数

ル 内国^{（二）}有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限る。）申請時又は基準特定期間の末日において当該特定有価証券の発行者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

、若しくは記録され、又は投資法人債管理者等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、若しくは記録されている者の数

へ 内国資産信託流動化受益証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第二百三十五条第一項に規定する権利者名簿に記載され、又は記録されている者の数

ト 内国信託受益証券 基準特定期間の末日において信託法第八十六条に規定する受益権原簿に記載され、又は記録されている者の数

チ 内国信託社債券 基準特定期間の末日において会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数

リ 内国信託受益権 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の信託財産の受託者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

又 内国^{（一）}有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第三号に掲げる権利に該当するものに限る。）基準特定期間の末日において当該特定有価証券の所有者である社員として定款に記載され、又は記録されている者の数

ル 内国^{（二）}有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限る。）基準特定期間の末日において当該特定有価証券の発行者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

<p>5 5 7 (略)</p>	<p>二 外国特定有価証券 申請時又は基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関（法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者を除く。）の数</p>
<p>5 5 7 (略)</p>	<p>二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関（法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数</p>